

本市が実施している町内会加入促進策

- 1 「市民便利帳」やホームページ、広報紙「市民のひろば」を活用し、加入を呼びかけている。
- 2 加入呼びかけチラシを転入者や市営住宅入居申請者に配布し、加入を呼びかけている。
- 3 県宅地建物取引業協会や大手不動産業者に対し、借家等の入居契約時にチラシを配布いただくなど、加入促進について協力方を依頼している。
- 4 アパートやマンションの建築主に対し、入居者の町内会加入について協力方を要請している。
- 5 加入呼びかけ用のポスターを各町内会に提供し活用していただいている。
- 6 町内会未結成地域住民からの要望に応え住民説明会等を行っている。
- 7 魅力ある町内会活動が行われることで加入促進が図られるよう、補助制度の積極的な活用を促している。
- 8 個々のマンション管理組合に対して、既存の町内会への加入又は単独での町内会結成を働きかけている。
- 9 市職員に対し、地域活動への積極的な参加方を呼びかけている。